

平成30年度施行
公示用
設計書

業務名 防災・安全交付金事業
白石区 橋梁点検調査業務その1

札幌市 白石区 土木部

防災・安全交付金事業

業務名

白石区 橋梁点検調査業務

一 金 内 訳	総委託費	_____ 円
	業務価格	_____ 円
	消費税等相当額	_____ 円

業務説明

1 業務の概要

本業務は、札幌市橋梁定期点検要領で定める橋梁定期点検を実施するものである。

橋梁の安全性を確認するとともに、橋梁補修に係る基礎データを収集することを目的とする。

2 業務の期間

契約書に示す着手の日より 平成31年1月25日 までとする。

3 業務概要

・実橋梁数	21橋
定期点検	21橋
第三者被害予防措置	2橋
(1) 計画準備	1式
(2) 現地踏査	1式
(3) 関係機関との協議資料作成	1式
(4) 定期点検	1式
(5) 第三者被害予防措置	1式
(6) 打合せ	1式
(7) 報告書作成	1式

4 施行場所	
別紙、位置図のとおり。	
5 仕様書	
別紙、特記仕様書のとおり。	
6 着手	
受託者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を提出するものとする。	
・ 着手届	
・ 業務日程表	
・ 担当技術者等指定通知書	
7 完了	
受託者は、本業務の完了後、速やかに完了届を提出するものとする。	
8 提出成果品	
1) 報告書	2部
・ 業務概要	
・ 業務報告書	
2) 電子媒体	2部
3) 国提出用点検様式	2部

「防災・安全交付金事業 白石区橋梁点検調査業務」特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため、橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に実施するものである。

2. 業務の概要

札幌市では、平成 26 年 7 月に道路法施行規則の一部が改正され、近接目視点検を実施することが義務付けられたことから、札幌市橋梁定期点検要領（以下、要領とする）を平成 27 年 3 月付けで改定している。

本業務は、要領に基づき損傷状況の把握及び対策区分の判定、部材単位での健全性の診断及び橋単位での健全性の診断を行い、これらの点検結果を記録するものである。

3. 担当技術者

担当技術者とは、業務を担当する者のうち、受託者に所属し、かつ受託者が定めた者をいい、屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずるものを含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び協力を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

なお、業務着手時に担当技術者に関する事項等について、委託者に通知すること。

※担当技術者が下記「4. 橋梁点検員及び資格要件」における橋梁点検員の資格要件を満たす場合は、兼務可能とする。

4. 橋梁点検員及び資格要件

橋梁点検員とは、点検作業班を統括し、点検補助員との連絡を密にして点検漏れ等のないように点検調査を実施し、損傷度の評価、対策区分の判定、健全性の診断を行う者をいい、業務区分を以下の通りとする。

業務区分	橋梁（鋼橋）点検	橋梁（鋼橋）診断
	橋梁（コンクリート橋）点検	橋梁（コンクリート橋）診断

また、橋梁点検員は以下のいずれかの資格を有し、必要な登録を行っていることを条件とする。

なお、業務着手時に、資格保有者であることを証明できる書類の写しを提出すること。

- 技術士〔総合技術監理部門（建設 - 鋼構造物及びコンクリート部門）〕
- 技術士〔建設部門（鋼構造物及びコンクリート部門）〕
- 国土交通省登録技術者資格

国土交通省登録技術者資格〔公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成 26 年国土交通省告示第 1107 号）に基づき、国土交通省が登録した資格〕のうち、上記「業務区分」に該当する資格

※国土交通省登録技術者資格による場合は、業務区分毎に橋梁点検員を定めること。

（各業務区分の資格条件を満たすのであれば、橋梁点検員は兼務可能）

※国土交通省登録技術者資格一覧（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

5. 業務内容

5. 1 定期点検

(1) 計画準備

1) 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成、関連資料等を収集する。実施計画書には、橋梁ごとの交通規制計画図、近接手法計画図等を含むものとし、現地踏査により把握した概況を踏まえたものとする。過年度の点検結果については、契約後に配布する「札幌市橋梁管理システム」を使用し、確認すること。

2) 部材番号図作成

要領に基づき、部材番号図を作成する。

(2) 現地踏査

橋梁定期点検に先立って現地踏査を行い、おおまかな変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調べる。

(3) 関係機関との協議資料作成

橋梁定期点検及び定期点検の判定結果に伴い緊急対策を要する橋梁について、必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等を収集する。また、必要に応じて関係機関との協議に同席すること。

(4) 定期点検

要領に基づき、橋梁点検を近接目視にて行う。また、橋梁調書及び橋梁一般図の記載内容について、現況との相違点を確認し、相違点があれば補完するための現地計測を行うこと。また、修正点について業務主任に報告すること。

- ① チェックシート記入（径間毎）
 - ② 損傷写真撮影（橋梁現況写真撮影含む）
 - ③ 概略損傷図作成（径間毎）
 - ④ 対策区分の判定（部材単位かつ径間毎）
- ※橋梁調書・橋梁一般図の記載内容確認

(5) 定期点検調書作成

要領「付録-4 橋梁定期点検成果作成要領」に基づき、配布する「札幌市橋梁管理システム」を使用し定期点検調書の作成を行う。

また、5. 4に示す国提出用点検様式の作成を併せて行い、橋梁単位での健全性の診断を行うこと。

(6) 報告書作成

業務履行にあたり作成した資料のほか、定期点検調書及び様式 A, B, C, D、橋梁添架物調書について取りまとめ、報告書を作成する。

5. 2 第三者被害予防措置（該当業務のみ）

第三者被害予防措置を実施する場合には、「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」〔平成 28 年 12 月 国土交通省 道路局 国道・防災課〕に示されている打音検査の手法・記録方法に準拠し実施するものとする。

上記要領は、国立研究開発法人 土木研究所のサイトから入手可能である（下記 URL 参照）。

<http://www.pwri.go.jp/caesar/manual/pdf/201703.daisansya-youryou.pdf>

また、第三者被害予防措置について当該要領により難しい場合は、業務主任と協議のうえ実施すること。

5. 3 点検項目及び記録

要領「表-6.1 点検項目の標準（定期点検）」に加え、下記の項目に対しても確認を行い、該当がある場合は記録すること。

- ・ 上部工：F11T ボルトの使用の有無
- ・ 路面：投物防止柵の損傷の有無
- ・ 路面：正規の舗装厚以上のオーバーレイ層の有無
(伸縮装置に舗装が被っているか、所定の縁石高さがあるか等により判断)
- ・ 照明灯：柱外部および内部の腐食の有無
基礎定着部の健全性
(溶接部周辺の亀裂、定着部コンクリートの劣化、ナットの緩み、ボルトの突出長不足等)
- ・ その他：下部工に付属する護岸構造物の損傷の有無
橋梁前後の擁壁構造物の損傷の有無

記録に関しては、定期点検調書の様式 2-2 に記載すること。また、様式 A, B, C, D に項目があるものについては、そちらにも取りまとめを行うこと。

5. 4 国提出用点検様式の作成

本業務の点検結果は、本様式で公表されることとなる。内容については、点検結果が適切に反映されるよう十分に精査し、業務主任と協議のうえ作成すること。なお、本様式は 1 橋あたりのデータを 50MB 以下で国土交通省に提出するため、必要な情報を網羅したうえで 50MB 以下となるよう留意すること。

5. 5 打合せ

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ（2回）、成果物納入時とし、業務着手時及び成果物納入時には、担当技術者が立会うものとする。

また各打合せの概要及び時期について、下記のとおり行うこととする。

- ・業務着手時：業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。
- ・中間打合せ（1回目）：現地踏査を踏まえた実施計画（交通規制、近接手法、工程等）について協議する。
- ・中間打合せ（2回目）：点検結果概要について報告する。（降雪前、概ね11月末まで）
- ・成果物納入時：成果物のとりまとめが完了した時点で実施する。

6. 提出成果品

下記について、A4版製本と電子データにて各2部ずつ提出すること。

- ・定期点検調書及び国提出用点検様式
 - ※電子データについては、札幌市橋梁管理システムデータのほか、Excel（xls）及びDocuWorksのファイル形式も併せて提出する。
- ・報告書
 - ※様式A, B, C, D、橋梁添架物調書については、Excel（xls）にて提出する。
- ・その他業務主任が必要と認めるもの。

7. 諸法令の遵守について

受託者は、本業務に関する事項及び本業務執行上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

8. 環境への配慮

- ・本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9. その他

- ・設計上の足元条件（近接手法）は、当該橋梁において最も支配的となるであろう条件を想定したものであり、各部材の点検（近接）手法を強制するものではない。そのため、実際の点検においては、当該橋梁の部位・部材ごとに、近接目視点検が可能となるよう、業務主任と協議し選定すること。
- ・点検を実施するにあたっては、業務主任及び関係機関と十分に協議し実施すること。
- ・過去の点検で確認されている損傷がある場合には、その進行の程度を調書に記載すること。変状等の程度について計測及び数値化が可能な場合は併せて記載すること。また写真撮影の際は前回点検と同様のアングルにて撮影を励行すること。
- ・橋梁点検中に、緊急の対策を必要とする損傷（対策区分 E1, E2 等）が発見された場合は、速やかに業務主任に報告し、指示を得ること。また、別途詳細調査が必要と判断される損傷（S1, S2 等）がある場合は、その理由及び追加調査の仕様等について、業務主任と協議のうえ報告書に整理すること。
- ・本業務に疑義が生じた場合は、業務主任と協議すること。
- ・白石区橋梁点検調査業務については、下記の理由から「その①業務」「その②業務」に分割し、1業務の業務量を抑制している。

（分割理由）

- ・道路橋施行規則等の改正により、平成 27 年度から近接目視を原則としており、1 橋あたりの作業量が増大している。
- ・近接目視に要する機械（橋梁点検車、高所作業車等）の市場の供給力が未知数であること。
- ・積雪寒冷地であることから、外業（点検作業等）を降雪前に早期に完了させなければならない。

以上の状況を鑑みて、業務着手後は早期に作業計画・準備等を整え、点検が確実に降雪前に完了するよう励行すること。

別 記

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

判定結果一覧表

(様式A)

橋梁 コード	分割 番号	橋梁名	最新点検年	主桁	床版	横桁	下部工	伸縮 装置	支承	防護柵	路面	最悪値	F11T 高力ボルト の有無 (有or無)	設計以上 のOL層 の有無 (有or無)	照明柱 本数 (本)	照明柱 損傷 の有無 (本)	S1判定 有無 (点)	S2判定 有無 (点)	M判定 有無 (点)	E1判定 有無 (点)	E2判定 有無 (点)	

※最新点検年、各部材の対策区分判定及び最悪値について、今回点検結果に更新すること。
 ※対策区分の最悪値の考え方は、 $A < B < C1 < C2 < E2 < E1$ とする。(M、Sは考慮しない。)

※F11T高力ボルトの有無については、製造(架設)年に限らず、使用の有無を記載すること。
 ※照明柱本数については、橋面上にある照明柱の本数を記載すること。
 ※照明柱損傷の有無については、腐食等により補修または取替えが必要な照明柱の本数を
 記載すること。
 ※各判定有無については、当該橋梁の点検結果において、各判定が何点あったかを記載
 すること。(同じ部材でも、径間毎にE.M.Sの判定がある場合は、それぞれ加算すること)

S1判定 一覧表

橋梁点検業務の際に記入						詳細調査後に記入			
橋梁 コード	分割 番号	橋梁名	部位・部材	点検日	損傷状況	詳細調査内容	調査日	調査結果	再判定

S2判定 一覧表

橋梁点検業務の際に記入						追跡調査後に記入			
橋梁 コード	分割 番号	橋梁名	部位・部材	点検日	損傷状況	追跡調査内容	調査日	調査結果	再判定

※各判定ごとの一覧表を作成し、成果品と併せて提出すること。
 ※詳細・追跡調査を行った場合は、その結果に基づき対策区分の再判定を行い、この様式で道路維持課に報告すること。

平成〇〇年度 〇〇区 橋梁点検調査業務

(様式C)

M判定 一覧表

橋梁点検業務の際に記入						維持工事対応後に記入		
橋梁コード	分割番号	橋梁名	部位・部材	点検日	損傷状況	対応日	対応内容	再判定

※各判定ごとの一覧表を作成し、成果品と併せて提出すること。
 ※維持工事に対応した場合は、対応後の状況で対策区分の再判定を行い、この様式で道路維持課に報告すること。

平成〇〇年度 〇〇区 橋梁点検調査業務

(様式D)

E1判定 一覧表

橋梁点検業務の際に記入						緊急対応後に記入		
橋梁コード	分割番号	橋梁名	部位・部材	点検日	損傷状況	対応日	対応内容	再判定

E2判定 一覧表

橋梁点検業務の際に記入						緊急対応後に記入		
橋梁コード	分割番号	橋梁名	部位・部材	点検日	損傷状況	対応日	対応内容	再判定

※各判定ごとの一覧表を作成し、成果品と併せて提出すること。
 ※緊急対応した場合は、対応後の状況で対策区分の再判定を行い、この様式で道路維持課に報告すること。

平成30年度施行
設計書（見積参考）

業務名 防災・安全交付金事業
白石区 橋梁点検調査業務その1

平成30年 4月 単価適用

札幌市 白石区 土木部

総括表

工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要	
点検業務								
		計画準備	式	1			第1号内訳書	
		現地踏査	式	1			第2号内訳書	
		関係機関との協議資料作成	式	1			第3号内訳書	
		定期点検	式	1			第4号内訳書	
		第三者被害予防措置	式	1			第5号内訳書	
		打合せ	式	1			第6号内訳書	
		報告書作成	式	1			第7号内訳書	
	直接人件費						(1)	
			旅費交通費	式	1			第8号内訳書
			機械経費	式	1			第9号内訳書
			安全費	式	1			第10号内訳書
			電子成果品作成費	式	1			$5.1 \times (1)^{0.38}$
	直接経費 (積上計上分)						(2)	
			間接原価 (その他原価)	式	1			(3) = $(1) \times 0.35 / (1 - 0.35)$
			業務原価					(4) $= (1) + (2) + (3)$
		一般管理費等	式	1			(5) = $(4) \times 0.35 / (1 - 0.35)$ 以内	
点検業務価格								
	消費税相当額						8%	
業務委託費								

計画準備

一金 円 (原)
 _____ 円 (変更)

内 訳

第1号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
1)業務計画書作成 100橋未満		業務	1				1
2)部材番号図の作成 コンクリート橋		日	5.4				2
2)部材番号図の作成 鋼橋		日	1.4				3
直接人件費 計							

現地踏査

一金 円 (原)
 _____ 円 (変更)

内 訳

第2号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
外業 (定期点検)		橋	21				4
内業 (定期点検)		橋	21				5
外業 (第三者被害予防措置)		橋	2				6
内業 (第三者被害予防措置)		橋	2				7
直接人件費 計							

関係機関との協議資料作成

一金 円 (原)
 _____ 円 (変更)

内 訳

第3号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
外業		機関	4				8
内業		機関	4				9
直接人件費 計							

定期点検

一金 円 (原)
..... 円 (変更)

内 訳

第4号内訳書

名 称		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
定期点検		日	10.8				10
定期点検調書作成		日	23.6				11
直接人件費 計							

第三者被害予防措置

一金 円(原)
 _____ 円(変更)

内 訳

第5号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
打音検査		日	1.0				12
第三者被害予防措置 調書作成		日	1.4				13
直接人件費 計							

打合せ

一金 円 (原)
..... 円 (変更)

内 訳

第6号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
1)業務着手時		業務	1				14
2)中間		回	2			中間×2回	15
3)成果品納入時		業務	1				16
直接人件費 計							

報告書作成

一金 円 (原)
_____ 円 (変更)

内 訳

第7号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
報告書作成		日	3.3				17
直接人件費 計							

旅費交通費

一金 円 (原)
..... 円 (変更)

内 訳

第8号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
ライトバン運転費	1500cc	日	12				18
直接経費 計							

機械経費

一金 円 (原)
 _____ 円 (変更)

内 訳

第9号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
リフト車運転費	作業床高10m未満	日	3				19
	(9.7m、200kg、2名)						
点検車運転費	作業高約6m	日	5				20
	積載荷重200kg						
直接経費 計							

安全費

一 金 円 (原)
 円 (変更)

内 訳

第10号内訳書

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	単価番号
交通誘導警備員B		人	16				
保安機材賃貸料		式	1				21
トラック運転費	1.5 t	日	8				22
直接経費 計							

札幌市

単 価 表

No	細 目	単位	単 価	積 算 の 基 礎			複合・原単	
1	計画準備 1)業務計画書作成 100橋未満	業務	円	主任技師	1.50 ×	円/人 =	円	
				技師 (A)	1.50 ×	円/人 =	円	
				技師 (B)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (C)	6.00 ×	円/人 =	円	
				技術員	5.00 ×	円/人 =	円	
				計			円	
2	計画準備 2)部材番号図の作成 コンクリート橋	日	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (B)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (C)	0.40 ×	円/人 =	円	
				技術員	1.10 ×	円/人 =	円	
				計			円	
3	計画準備 2)部材番号図の作成 鋼橋	日	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (B)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (C)	1.10 ×	円/人 =	円	
				技術員	1.20 ×	円/人 =	円	
				計			円	
4	現地踏査 (定期点検) 外業	橋	円	主任技師	1.50 ×	円/人 =	円	10橋あたり
				技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (B)	1.50 ×	円/人 =	円	
				技師 (C)	2.00 ×	円/人 =	円	
				技術員	0.00 ×	円/人 =	円	
				計			円	
				再計	/	=	円	
5	現地踏査 (定期点検) 内業	橋	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	10橋あたり
				技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (B)	2.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (C)	1.50 ×	円/人 =	円	
				技術員	1.50 ×	円/人 =	円	
				計			円	
				再計	/	=	円	
6	現地踏査 (第三者被害予防措置) 外業	橋	円	主任技師	1.50 ×	円/人 =	円	10橋あたり
				技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (B)	1.50 ×	円/人 =	円	
				技師 (C)	1.00 ×	円/人 =	円	
				技術員	0.00 ×	円/人 =	円	
				計			円	
				再計	/	=	円	
7	現地踏査 (第三者被害予防措置) 内業	橋	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	10橋あたり
				技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (B)	1.00 ×	円/人 =	円	
				技師 (C)	1.50 ×	円/人 =	円	
				技術員	1.50 ×	円/人 =	円	
				計			円	
				再計	/	=	円	

単 価 表

No	細 目	単位	単 価	積 算 の 基 礎			複合・原単	
8	関係機関との 協議資料作成 外業	機関	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	10機関あたり
			技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	3.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	3.00 ×	円/人 =	円		
			技術員	0.00 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		
9	関係機関との 協議資料作成 内業	機関	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	10機関あたり
			技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	4.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	2.50 ×	円/人 =	円		
			技術員	1.50 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		
10	定期点検	日	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	1機関あたり
			技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	1.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	1.50 ×	円/人 =	円		
			技術員	1.00 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		
11	定期点検調書作成	日	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	1機関あたり
			技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	0.80 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	1.10 ×	円/人 =	円		
			技術員	1.00 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		
12	第三者被害予防措置 打音検査	日	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	1機関あたり
			技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	1.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	1.50 ×	円/人 =	円		
			技術員	1.00 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		
13	第三者被害予防措置 調書作成	日	円	主任技師	0.00 ×	円/人 =	円	1機関あたり
			技師 (A)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	1.00 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	1.00 ×	円/人 =	円		
			技術員	0.50 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		
14	打合せ 1)業務着手時	業務	円	主任技師	0.50 ×	円/人 =	円	1機関あたり
			技師 (A)	0.50 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	0.50 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技術員	0.00 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		
15	打合せ 2)中間	回	円	主任技師	0.50 ×	円/人 =	円	1機関あたり
			技師 (A)	0.50 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	0.50 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技術員	0.00 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		
16	打合せ 3)成果品納入時	業務	円	主任技師	0.50 ×	円/人 =	円	1機関あたり
			技師 (A)	0.50 ×	円/人 =	円		
			技師 (B)	0.50 ×	円/人 =	円		
			技師 (C)	0.00 ×	円/人 =	円		
			技術員	0.00 ×	円/人 =	円		
			計			円		
			再計	/	=	円		

単 価 表

No	細 目	単位	単 価	積 算 の 基 礎			複合・原単					
17	報告書作成	日	円	主任技師	0.50 ×	円/人 =	円					
			技師 (A)	0.50 ×	円/人 =	円						
			技師 (B)	1.00 ×	円/人 =	円						
			技師 (C)	1.00 ×	円/人 =	円						
			技術員	1.50 ×	円/人 =	円						
			計			円						
18	ライトバン運転費 (1500cc)	日	円	日当たり移動時間 :		h						
			レギュラーガソリン	0.00 ×	ℓ/h =	ℓ						
				0.000 ×	円/ℓ =	円						
			機械損料 (h)	0.00 ×	円/h =	円						
			機械損料 (日)	1 ×	円/日 =	円						
			計			円						
19	リフト車運転費 作業床10m未満 (伸縮ブーム・ハースケット型 9.7m、200kg、2名)	日	円	レギュラーガソリン	21.840 ×	円/ℓ =	円	有効数字4桁				
			機械損料 (h)	5.2 ×	円/h =	円						
			運転手 (一般)	1 ×	円/人 =	円						
			諸雑費			円						
			計			円						
			20	点検車運転費 (規格①、作業高約6m、 積載質量200kg)	日	円	軽油 (1.2号)		60.632 ×	円/ℓ =	円	建設物価 有効数字4桁
賃料 (日)	1 ×	円/日 =				円						
運転手 (一般)	1 ×	円/人 =				円						
諸雑費						円						
計						円						
21	保安機材賃貸料 工事用立看板 (全面反射式) 電光標識 (標識1.0倍) 矢印板 (ハリケート、矢印板) カラーコーン (H=700、赤)	式				円	工事用立看板	2 ×	円/台 =	円	建設物価 数量集計表より min15日	
			電光標識	1 ×	円/台 =	円						
			矢印板	5 ×	円/台 =	円						
			カラーコーン	20 ×	円/個 =	円						
			小 計 (基本料)			円						
			工事用立看板	2 ×	円/台 =	円						
			電光標識	1 ×	円/台 =	円						
			矢印板	5 ×	円/台 =	円						
			カラーコーン	20 ×	円/個 =	円						
			小 計 (1日当たり賃貸料)			円						
			機材賃貸料	15 ×	円/日 =	円						
			合 計 (基本料+賃貸料×日)			円						
			22	トラック運転費 1.5 t	日	円	軽油 (1.2号)	12.690 ×	円/ℓ =	円		有効数字4桁
						機械損料 (日)	4.7 ×	円/h =	円			
運転手 (一般)	1.00 ×	円/人 =				円						
諸雑費						円						
計						円						